

3 通勤手当

(1) 概要

次の職員に対し、支給されます。

通勤のため

- ① 交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員
- ② 自動車等を使用することを常例とする職員
- ③ 交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員

（条例第10条の2の4第1項）

(2) 支給範囲及び支給額

ア 支給の要件

(ア) 交通機関等の利用者

支給の要件

次の要件の全てを満たす場合に支給されます。

- ① 通勤のため交通機関等の利用を常例とすること
- ② 運賃等の負担を常例とすること
- ③ 徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること

注① 注②

（条例第10条の2の4第1項第1号）

注 ① 通勤距離とは、職員の住居から勤務校までに至る経路のうち、一般に利用し得る最短の経路の長さをいい、その確認は国土交通省国土地理院発行の地図（縮尺5万分の1以上のものに限る。以下「地形図」という。）等について、キルビメーターを用いて測定を行うか、地形図等に基づく電子地図を用いて測定を行うかのいずれかの方法により行うことができます。

（通勤手当規則第2条第1項第4号、通勤手当運用第2条関係）

② 歩行困難な身体障害者又は住居若しくは勤務校が離島等にある職員で交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員は、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が2km以上であることを要しません。（次の①の②及び④の③において同じ。）

（通勤手当規則第5条）

【例】



※ 注②に該当する場合を除き、支給対象とならない。

(イ) 自動車等の利用者

支給の要件

次の要件の全てを満たす場合に支給されます。

注

- ① 通勤のため自動車等の使用を常例とすること
- ② 徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること
(条例第10条の2の4第1項第2号)

注1 「自動車等」とは次に掲げる交通用具をいいます。(ただし、国又は地方公共団体の所有・管理に属するものは除く。)

- ① 自動車、原動機付の交通用具
- ② 自転車

(通勤手当規則第9条、通勤手当運用第9条関係)

2 次に掲げる経路については、「一般に利用し得る最短の経路」から除外することができるものとする。

- ① 除雪が行われないため、自動車等による通行が冬期間禁止となる経路
- ② スクールゾーンに該当するため、通勤時間帯の自動車等による通行が制限される経路
- ③ 中央分離帯等が障害となり、自動車等の進行方向からは進入することができない経路
- ④ 車道の幅員が極めて狭いため、自動車等同士のすれ違いができる経路
- ⑤ その他自己都合によらない理由により、自動車等の通勤経路とすることが不可能な経路

(平成21年10月16日付け教給第650号給与課長通知)

(ウ) 交通機関等と自動車等の併用者

支給の要件

次の要件の全てを満たす場合に支給されます。

- ① 通勤のために交通機関等と自動車等との併用を常例とすること
- ② 運賃等の負担を常例とすること
- ③ 徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること
(条例第10条の2の4第1項第3号)

イ 支給単位期間

通勤手当の支給単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として定める期間(自動車等の使用者に係る通勤手当にあっては1箇月)をいいます。

(条例第10条の2の4第7項)

(ア) 支給単位期間

支給単位期間

普通交通機関等又は特別急行列車等の区分に応じ、原則として次の期間とする。

- ① 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的な場合
発行されている定期券の最長通用期間に相当する期間(6箇月を限度)
- ② 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的な場合
1箇月
(通勤手当規則第17条の3第1項)
※ 自動車等の使用の場合は1箇月です。

注 「回数乗車券等」とは、回数乗車券、普通乗車券、いわゆるプリペードカードその他一般的に使用できるすべての運賃等の支払手段(定期券を除く。)をいいます。

(通勤手当運用第8条関係1)

(イ) 支給単位期間の特例

支給単位期間の特例

支給単位期間の初日までに、定年退職その他の離職、長期間の研修又は勤務形態の変更（普通勤務→交代制勤務等）その他人事委員会の定める事由が生じることが明らかな場合には、返納が生じないよう当該支給単位期間を調整して設定することができるものとする。

（通勤手当規則第17条の3第2項）

【人事委員会が定める事由】

- ① 研修に係る施設等を勤務地として取り扱うこととされた場合における当該研修等の期間の終了
- ② 月の中途において、休職、専従、派遣、育児休業、大学院修学休業、自己啓発等休業又は停職とされる場合（これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。）
- ③ 長期出張等により、月の初日から末日までの全日数にわたって通勤しないこととなる場合
（通勤手当運用第17条の3関係第2項）

(ウ) 支給単位期間の開始

a 通常の場合

通勤手当の支給が開始される月又は通勤手当の額が改定される月から

b 月の中途において、休職、専従許可、派遣、育児休業、大学院修学休業、自己啓発等休業又は停職にされた場合（これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。）

復職等した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月）から

c 月の初日から末日まで全日数にわたって、出張、休暇、欠勤その他の事由により通勤しないこととなった職員が再び通勤することになった場合

再び通勤することになった日の属する月から

（通勤手当規則第17条の4）

注 復職等により、継続して通勤することが常態となる日の属する月の前月以前において住居の移転が完了している場合には、当該継続して通勤することが常態となる日の属する月の初日を、また、継続して通勤することが常態となる日の属する月において住居移転が完了した場合には、当該移転が完了した日をもって、新たに通勤職員である要件が具備されるに至った日又は通勤手当の月額を変更すべき事実が生ずるに至った日として取り扱います。

（昭和56年9月1日付け教給第1075号給与課長通知）

【例】 H25.7.1からH28.3.31まで育児休業していた職員が、H26.4.1に住居を移転した場合は当該継続して通勤することが常態となる日はH28.4.1であり、その日が属する月の初日はH28.4.1であるため、事実の生じた日は、H28.4.1となります。

※ 通勤手当については、上記のとおり復職後に届出（事実の生じた日から30日以内に届出した場合に限る。）をしてもその月分は支給されますが、住居手当の場合は事実の生じた日はあくまでも住居を移転した日(H26.4.1)となり、復職後に提出した場合、30日経過後の取扱いにより復職した日の属する月分は支給されなくなる可能性があり、事実の生じた日の取扱いが違いますので留意してください。

ウ 支給額

(ア) 普通交通機関等（特別急行列車等以外の交通機関等利用者をいう。以下同じ。）の利用者

各交通機関ごとに通勤手当規則で定められた支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（運賃等相当額）

支給単位期間につき、次のとおりとなります。

1箇月当たりの運賃等相当額（注1）	支給額
55,000円以下	支給単位期間の運賃等相当額
55,000円を超えるとき	55,000円× <u>（支給単位期間の月数）</u> （注2）

注1 1箇月当たりの運賃等相当額とは支給単位期間の運賃等相当額を支給単位期間の月数で除した額（2以上の普通交通機関等を利用する場合は、それぞれの運賃等相当額をそれぞれの支給単位期間の月数で除した額の合計）となります。

なお、1箇月当たり55,000円が最高額となります。

※ 運賃等相当額の端数処理は、各交通機関等ごとに行います。

ただし、2以上の交通機関等を乗り継ぎ、その乗継区間の運賃等を一括して支払う場合（バス・地下鉄の乗継ぎ等）は、当該乗継区間を一の交通機関等とみなして運賃等相当額を算出（端数処理）します。

2 2以上の普通交通機関等利用者の場合で、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の支給単位期間のうち、最も長い支給単位期間により支給額を算出します。

（条例第10条の2の4第2項第1号）

(イ) 自動車等の使用者

距 離（片 道）	支 給 額	距 離（片 道）	支 給 額
2km以上5km未満	2,000円	35km以上40km未満	21,600円
5km以上10km未満	4,600円	40km以上45km未満	24,400円
10km以上15km未満	7,100円	45km以上50km未満	26,200円
15km以上20km未満	10,000円	50km以上55km未満	28,000円
20km以上25km未満	12,900円	55km以上60km未満	29,800円
25km以上30km未満	15,800円	60km以上	31,600円
30km以上35km未満	18,700円		

（条例第10条の2の4第2項第2号、通勤手当規則第8条第3項、第4項）

(ウ) 普通交通機関等と自動車等の併用者（最高額55,000円）

区分	支給額
自動車等の使用距離が片道2km以上の者及び通勤困難な者	普通交通機関等に係る手当額+自動車等に係る手当額 ※ 普通交通機関等に係る1箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の手当額の合計が55,000円を超える場合 $55,000\text{円} \times (\text{その者の支給単位期間の最も長い期間})$
自動車等の使用距離が片道2km未満で、普通交通機関等に係る手当額（2以上の普通交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合は、その合計額。以下「1箇月当たりの運賃等相当額等」という。）が2,000円以上の職員	普通交通機関等に係る手当額 1箇月当たりの運賃相当額等が55,000円を超える場合 $55,000\text{円} \times (\text{支給単位期間の月数})$
自動車等の使用距離が片道2km未満で、1箇月当たりの運賃等相当額等が2,000円未満の場合	2,000円

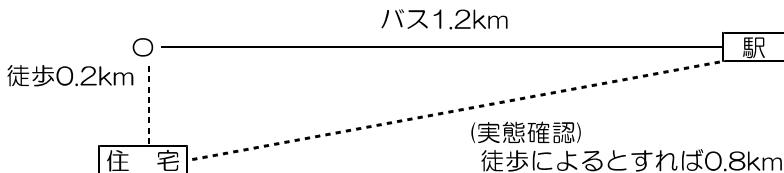
（通勤手当規則第8条の2）

工 運賃等相当額の算出

(ア) 算出基準

- 算出基準
- ① 最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法
 - ② 正当な事由のある場合を除き往路と復路は同一の通勤の経路及び方法によるものでなければなりません
 - ③ 2以上の種類を異にする普通交通機関等を乗り継いで通勤している場合、その者の住居又は勤務校から通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用するものは、原則として通常の通勤の経路及び方法に係る普通交通機関等に含まれません。
 - ④ 通勤に利用し得る普通交通機関等がタクシー又はハイヤー以外にない区間において、これらを利用して通勤することを常例とする場合は、原則として、その利用距離に応じた自動車等の使用者の例による額をもって運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等の額とします。
- （通勤手当規則第6条、7条、通勤手当運用第6条関係、第7条関係、第8条関係第3項）

【例1】



※ これらの実情からすれば、一般的にはバスの料金を算出基礎として認定することは妥当ではありません。

【例2】



※ バスの運行状況及び周辺住民の利用状況等を考慮して判断する必要があるが、一般的にはバスの料金を算出基礎として認定することには疑義があります。

※交通用具使用の場合で距離（一般に利用しうる最短の経路の長さ）を当課使用的電子地図で計測、又は交通機関を利用している場合で当課により合理的かつ経済的として認定した経路が、届出と異なる場合があります。不明な点や疑義が生じる場合は教職員事務課までお問い合わせください。